

政策評価懇談会の開催について

平成 30 年 11 月 28 日
原子力規制委員会決定

1. 趣旨

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）において、政策評価を行うに当たっては、政策の特性に応じ、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることを踏まえ、政策評価及びこれに関連する諸制度の効果的な運用に資するため、「政策評価懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催することとする。

2. 懇談会の役割

懇談会は、原子力規制委員会の政策について審議し助言するとともに、政策評価に関連する諸制度の運用に関し意見を述べるものとする。

3. 懇談会の運営

- (1) 懇談会の委員は、学識経験のある者から、原子力規制委員会委員長が委嘱する。
- (2) 懇談会の委員の委嘱期間は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 懇談会に座長を置き、懇談会の議事運営にあたる。
- (4) 原子力規制委員会委員長及び委員は、必要に応じ、懇談会に出席することができる。
- (5) 懇談会は、懇談会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

4. その他

懇談会の事務局（庶務）は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房政策立案参事官において行う。